

## 「特定業種認定企業等」事業要件

特定業種	事業要件
(1) 航空機関連産業	①航空機の素材・材料の生産等 ②機体、エンジン、装備品の生産等又はこれらの部品の生産等 ③製造用治具、整備用機材の生産等 ④航空機を生産等の過程で使用する設備・装置の生産等 ⑤整備・修理・分解点検、リサイクル等
(2) 自動車関連産業	①自動車の素材・材料の生産等 ②車体、エンジン、内装品、設備・装置の生産等又はこれらの部品の生産等 ③金型・治工具の生産等 ④自動車の生産等の過程で使用する設備・装置の生産等
(3) 医療福祉機器関連産業	①薬事申請に基づく医療機器の製造 ②医療・福祉・介護機器等の生産等（身体不自由者等の使いやすい生活用品等の生産等を含む） ③上記①②に係る部分品・取付具・附属品の生産等 ④上記①②の生産等の過程で使用する設備・装置の生産等 ⑤上記①②に関連する医療・福祉・介護機器等のメンテナンス
(4) 情報関連産業	①大分類G「情報通信業」（日本標準産業分類で定める次の対象業種） 中分類39 情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業） 中分類40 インターネット付随サービス 中分類41 映像・音声・文字情報制作業のうち、小分類411 映像情報制作・配給業 ②上記①以外の業種については、メディアコンテンツの制作やプログラミングを伴う業務など、各社の業態に応じて対象とする。
(5) 新エネルギー関連産業	①風力、地熱、太陽光、水力、バイオマス等による発電・電力供給 ②上記①の発電に関連する機器・部品・部材等の生産等 ③上記①の発電に関連する施設等のメンテナンス

- 「生産等」には、設計、製作、製造、加工を含むものとする。
- 事業要件に該当する場合であっても、汎用品の生産等は該当しない。